

令和5年 3月号

オ・ツと通信



安価な商品の販売会に行ったら・・・
高額な商品を売りつけられた！



*「空き店舗を利用した期間限定の販売会に行ったら、高額な商品を勧められた」といった相談が寄せられています。安価な商品を求め、足を運んだ来場者に高額な商品を販売する「催眠商法」にご注意ください！

ひとこと助言

- 何度か通い続けるうちに、顔見知りになった販売員から言葉巧みに高額な商品を勧められると、断り切れなくなる場合があります。このような店には安易に行かないようにしましょう。
- 販売員に商品を勧められても、購入の必要がなければその場できっぱりと断りましょう。
- 8日以内であればクーリング・オフができる場合があります。契約をしてしまったら、お早目に消費生活センターに相談しましょう。

高額な商品の購入で困った時は、

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。